

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 畜産課

法令名	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	法令の番号	平成11年7月28日 法律第112号		
不利益処分の種類	管理基準の遵守命令	根拠条項	第4条、第5条、第6条		
処分基準	<p>管理基準の遵守命令には、立入検査をする身分申請書を交付された家畜保健衛生所の職員が、各市町村の10%以上の法対象農家に対して定時立入検査及び緊急時の立入検査を行い、法に違反している場合に、指導及び助言、勧告を経由して命令を行う。</p> <p style="text-align: center;">家畜排せつ物法関係事務処理（イメージ）</p>				
	対応区分	処理機関	畜産課	交付機関	畜産課